

2018年 法改正 労働安全衛生法

(平成29年6月1日施行)

長時間労働者に関する情報の産業医への提供(労働安全衛生規則第 52 条の2)

[法改正の背景]…厚生労働省パンフレットより

過重労働による健康障害の防止対策をはじめとする、産業医活動の充実を図る観点から、長時間労働者に関する情報を産業医に提供しなければならないものとなりました。

長時間労働者に対する面接指導について、産業医による勧奨を促進する目的のほか、健康相談等で情報を活用することを想定しています。

(則52条の2)…面接指導の対象となる労働者の要件等

医師による面接指導

3項新設

法第66条の8第1項の厚生労働省令で定める要件は、休憩時間を除き一週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者であることとする。

ただし、次項の期日前1月以内に法第66条の8第1項に規定する面接指導を受けた労働者その他これに類する労働者であって面接指導を受ける必要がないと医師が認めたものを除く。

2 前項の超えた時間の算定は、毎月1回以上、一定の期日を定めて行わなければならない。

3 **事業者は、第一項の超えた時間の算定を行ったときは、速やかに、同項の超えた時間が1月当たり100時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければならない。**

ア:時間外・休日労働が月 100 時間を超えた労働者の氏名、及び当該労働者の超えた時間に関する情報

イ:アに該当する労働者がいない場合においては、該当者がいないという情報

[面接指導の流れ]

事業者は、毎月1回以上面接指導の対象者を把握するために時間の算定を行う。



(新設)事業者は、残業時間が月100時間超の労働者の氏名等の情報を産業医に提供



産業医は、該当労働者に面接指導の申出を勧奨



医師による面接指導に実施



事業主は、遅滞なく医師から意見聴取



事業主は、医師の意見を勘案し、就業上の措置を講じる。

当該労働者の実情を考慮して

- 就業場所の変更
- 作業の転換
- 労働時間の短縮
- 深夜業の回数の減少等

[問題]

法第66条の8第1項の厚生労働省令で定める要件は、休憩時間を除き一週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1月当たり[①]を超え、かつ、[②]であることとする。

ただし、次項の期日前1月以内に法第66条の8第1項に規定する面接指導を受けた労働者その他これに類する労働者であって面接指導を受ける必要がないと医師が認めたものを除く。

2 前項の超えた時間の算定は、[③]以上、一定の期日を定めて行わなければならない。

3 事業者は、第一項の超えた時間の算定を行ったときは、速やかに、同項の超えた時間が1月当たり[①]を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する[④]を[⑤]に提供しなければならない。

①100時間 ②疲労の蓄積が認められる者 ③毎月1回 ④情報 ⑤産業医